

認定医制度規則・施行細則の改正について

2025（令和7）年10月31日に開催されました令和7年度第2回社員総会において、認定医制度規則第15条が下記の通り一部改正されましたのでお知らせします。
会員各位におかれましては、ご留意くださいますようお願いいたします。

認定医制度規則第15条

第15条 認定医指導医の資格を申請する者は、障害者歯科の臨床と障害者歯科学に関する十分な経験と知識を有する公益社団法人日本障害者歯科学会認定医で、次の（1）から（4）のすべて、または（5）を満たす者とする。

（1）10年以上の継続した学会会員歴を有する者

（2）認定医の資格を得た後、更新を1回以上行った者

（3）学会入会後、一般社団法人ならびに公益社団法人日本障害者歯科学会雑誌または関連学会の雑誌等に障害者歯科に関連する原著論文あるいはその他の論文（一般社団法人ならびに公益社団法人日本障害者歯科学会雑誌では「総説」、「講座」、「症例報告」、「臨床集計」、「臨床ヒント」のいずれか）を3編以上掲載した実績を有する者
但し、1編は一般社団法人ならびに公益社団法人日本障害者歯科学会雑誌の筆頭著者でなければならない。また、「臨床ヒント」が業績として認められるのは1編までとする。

（4）認定医委員会が行う認定医指導医審査の結果適切と認められ、理事会の承認を受けた者

（5）歯科大学および歯学部の障害者歯科学の主任または歯科大学および歯学部の附属病院で障害者歯科診療を担当する臨床部門の主任で、認定医委員会が審査の結果適切と認め、理事会の承認を受けた者（ただし本項は、申請者が所属する機関において、他の講座、部門、診療科等を含め常勤の認定医指導医が不在の場合のみ適用できる）